

議員提出議案第 5 号

再審法改正に向けた速やかな議論を求める意見書について

再審法改正に向けた速やかな議論を求める意見書を別紙のとおり提出するものとする。

令和6年12月18日

高槻市議会議員 きよた 純 子
吉 田 錦 司
鈴木りゅういち
西 村 ゆ み
五十嵐 秀 城
中 村 明 子
遠 矢 家永子
田 村 のり子
高 木 りゅうた
川 口 洋 一
北 岡 隆 浩
中 村 れい子

再審法改正に向けた速やかな議論を求める意見書

近年、再審事件の動向に関する報道などにより、再審や冤罪被害に対する社会の関心が高まり、日本弁護士連合会などからも再審法（刑事訴訟法第4編再審、以下「再審法」という。）の問題点が指摘されている。これまで我が国では、憲法に多数の刑事手続関連条項を設け、刑事訴訟法等の法律を充実させることで、冤罪の発生を防止してきた。しかしながら、時に誤判が生じるおそれは払拭できない。現在、誤判により生じた冤罪に苦しむ者やその家族が救済を待ち望んでおり、速やかな再審法改正が求められている。

2014年（平成26年）に静岡地方裁判所で再審開始決定がなされた袴田事件では、検察官の抗告によって再審開始決定からその確定まで9年が経過している。検察官の不服申立てによって、再審請求審が長期化する事例は多々あり、とりわけ袴田事件についていえば、すでに高齢となった袴田氏の状況を考えると、審理の長期化は深刻な人権侵害というべきである。誤判により有罪判決を受けた冤罪被害者を救済する再審制度については、刑事訴訟法に規定が設けられているが、再審が認められることはまれであり、冤罪被害者の救済は容易には進んでいない。

また、再審開始決定に対する検察官の不服申立てについては、さらに審理が長期化し、冤罪被害者の救済が遅延することが指摘されている。そして、再審請求手続における手続規定に関しては、再審法に規定が少なく、とりわけ審理の在り方については、裁判所の広範な裁量に委ねられている。そのため、裁判所の訴訟指揮により大きな差が生じ得るため、再審請求手続における手続規定を整備する必要があるとの意見もある。

したがって国におかれては、冤罪被害者を迅速に救済するため、再審法改正に向けた議論を速やかに行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月18日

高 槻 市 議 会